

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月10日
【計算期間】	第28特定期間 （自 2020年11月13日 至 2021年5月12日）
【ファンド名】	パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン ＜毎月分配型＞
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、安定した収益の確保を図りつつ、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	日々	アフリカ		
	その他 ()	中近東(中東)		
資産複合（ ）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・債券…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

- ・その他資産（投資信託証券（債券 一般））…目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券（債券 一般…公債、社債、その他債券の属性区分にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・エマージング…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・為替ヘッジなし…目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

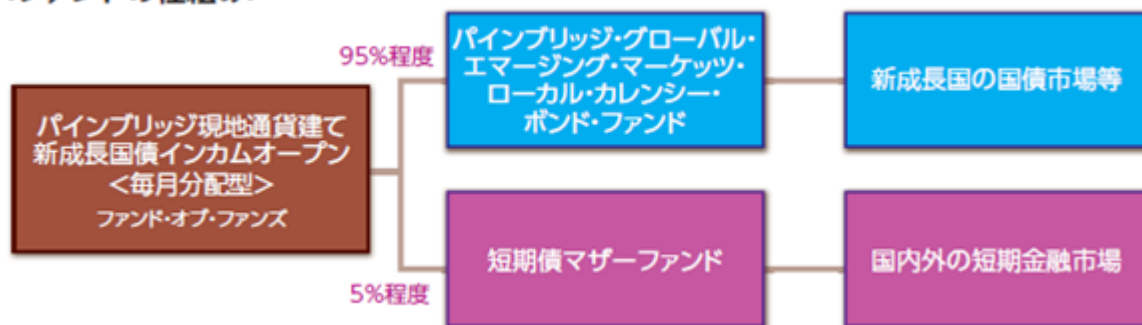
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

③ファンドの特色

1. 「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」および「短期債マザーファンド」を主要投資対象とし、「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」に95%程度、「短期債マザーファンド」に5%程度投資を行うことを基本とします。

<ファンドの仕組み>



2. 「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」への投資を通じて、新成長国が現地通貨で発行した国債等およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノートへの投資を行います。
- ※新成長国とは、経済発展段階にあり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国（先進国を除く）および地域を指します。新成長国は「エマージング諸国」や「新興国」と呼ばれることもあります。

クレジット・リンク・ノート（CLN）とは

投資の主対象である企業または債券の信用リスクを、別の債券の信用に結びつけたものです。当ファンドの投資対象であるCLNは、原則として、CLNの発行体である金融機関が現地通貨建ての新成長国債等を購入し、そこから得られる収益をCLNを通じて還元する仕組みです。CLNに投資することにより、ファンドが直接投資できない国や投資が困難な国への投資が可能となるとともに、現地通貨建ての新成長国債等に投資するのと同様の投資効果が期待できます。

3. 「短期債マザーファンド」への投資を通じて、国内外の公社債（外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、対日本円での為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。）への投資を行います。
4. 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ※「短期債マザーファンド」においては為替ヘッジを行います。
5. 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。原則として安定分配を目指しますが、毎年2・5・8・11月の決算時には、基準価額の水準等を勘案し、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

<毎月分配のイメージ図>



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

《新成長国債券市場の特徴》

主な投資対象の新成長国



※上記はJPモルガン社GBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数の構成国を示しています。(2021年6月末現在)
 ※当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません。

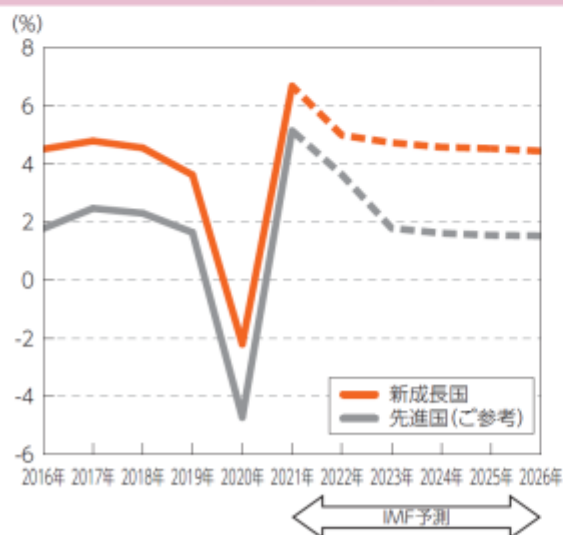
世界の牽引役となる新成長国経済

- 一般的に先進国よりも高い経済成長力を有しており、今後とも高い成長が持続すると期待されます。

新成長国債の魅力的な利回り

- 一般的に先進国債よりも高い利回りが期待されます。

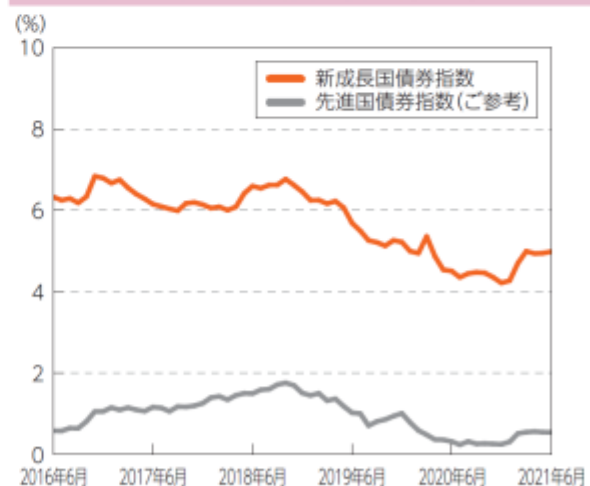
GDP成長率の推移と予測



※出所：国際通貨基金(IMF) 2021年4月

※先進国はIMFが定義する“Advanced economies”、新成長国はIMFが定義する“Emerging market and developing economies”を指します。(2016年から2026年。2021年から2026年は予測値。)

現地通貨建て新成長国債の利回り推移



※出所：ブルームバーグ(2016年6月末から2021年6月末、月次ベース)

※上記の新成長国債券指数はJPモルガン社GBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数、先進国債券指数はFTSE世界国債インデックスの最終利回りを示しています。

《収益分配金に関する留意事項》

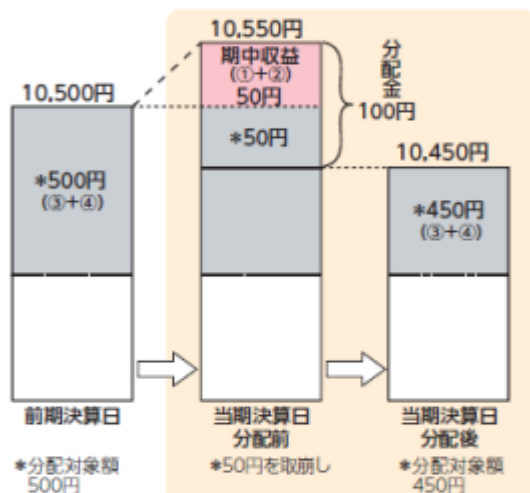
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



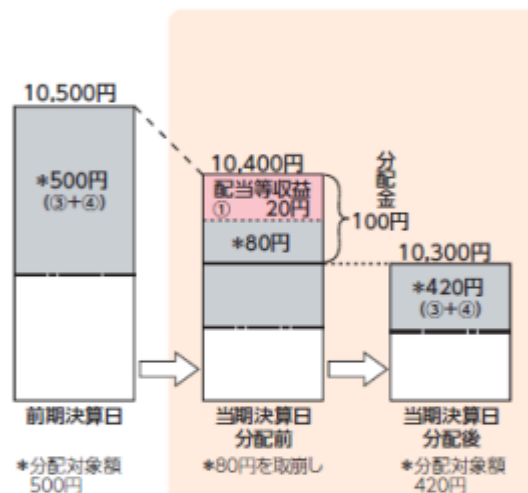
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

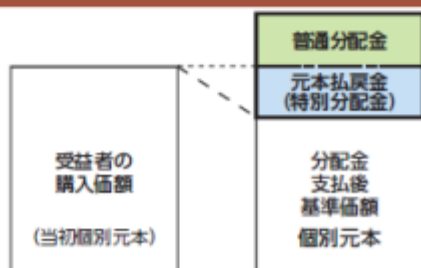


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

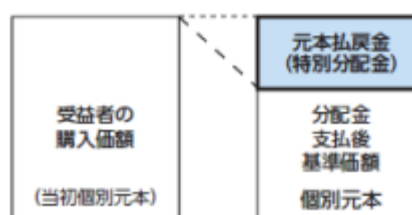


※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



④信託金の限度額

1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

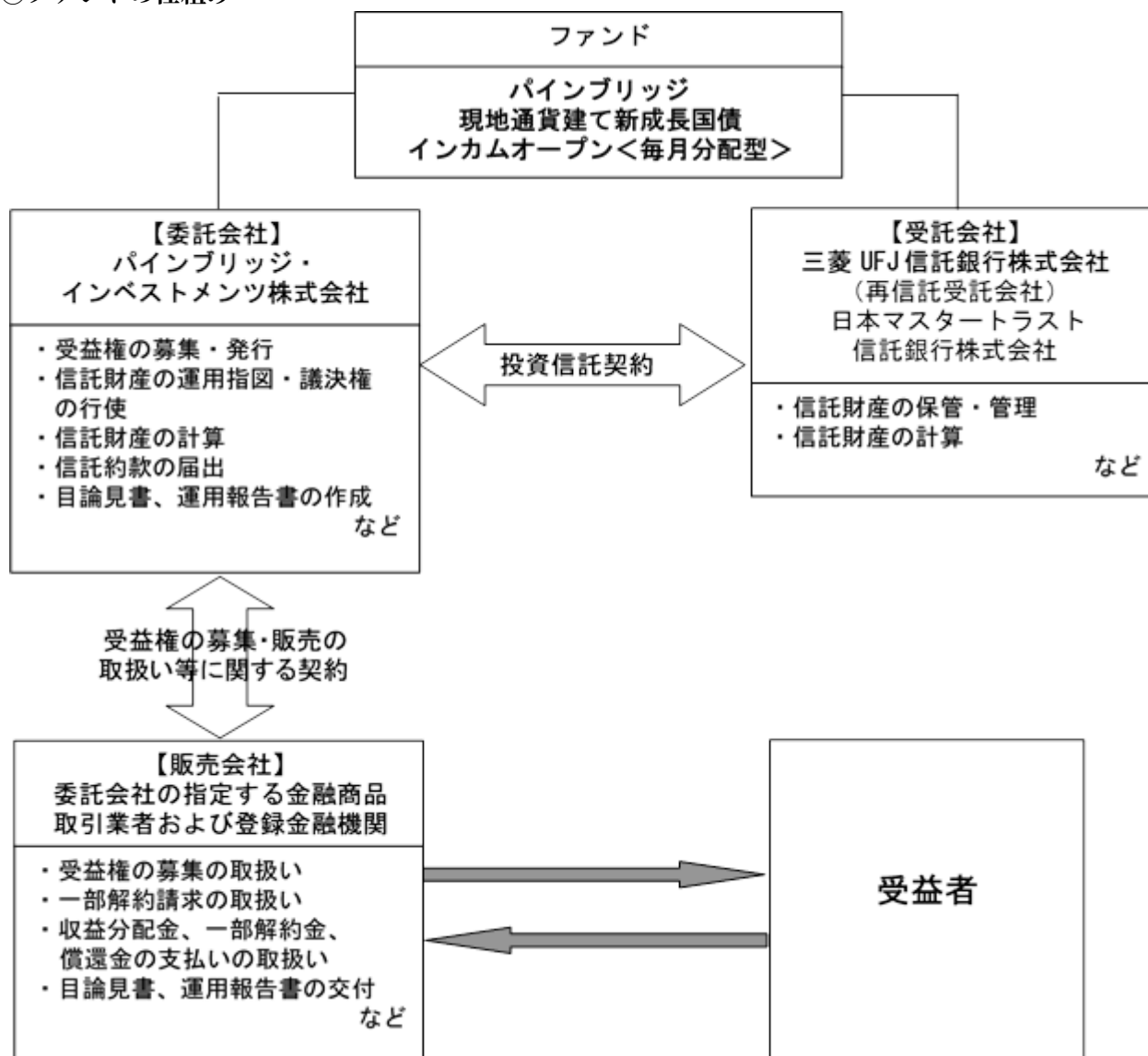
(2) 【ファンドの沿革】

2007年 5月25日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

- 2009年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞」から「パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞」に変更。）
- 2021年10月22日 信託の終了（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円（2021年6月末日現在）
- ・会社の沿革

- 1986年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
- 1987年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
- 1997年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
- 2001年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に商号変更。
- 2002年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
- 2007年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
- 2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
- 2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
- 2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。
- ・大株主の状況（2021年6月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	42,000株	100%

- ・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図りつつ、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」および「短期債マザーファンド」を主要投資対象とします。

③投資態度

1. 「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」に95%程度、「短期債マザーファンド」に5%程度の投資を行うことを基本とします。
2. 「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」への投資を通じて、新成長国が現地通貨で発行した国債等およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノートへの投資を行い、新成長国債券の魅力的なインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。
3. 「短期債マザーファンド」への投資を通じて、国内外の公社債（外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、対日本円での為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。）に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指します。
4. 「短期債マザーファンド」における為替ヘッジを除き、実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ、約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「短期債マザーファンド」の受益証券、および外国籍投資信託証券「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1. の証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

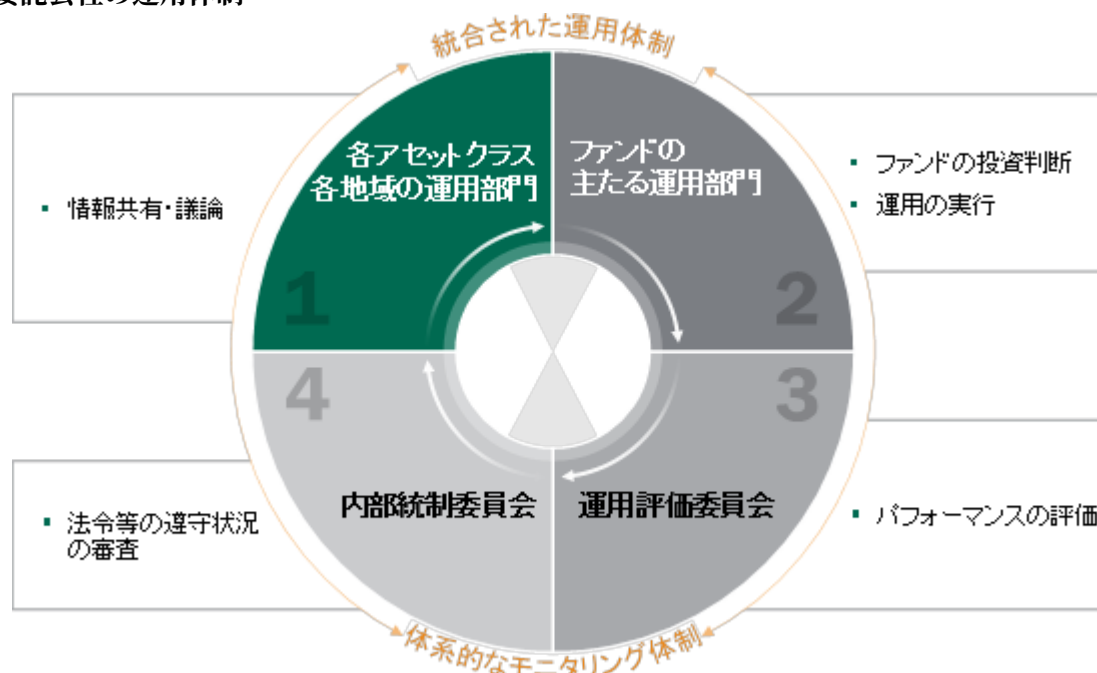
③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

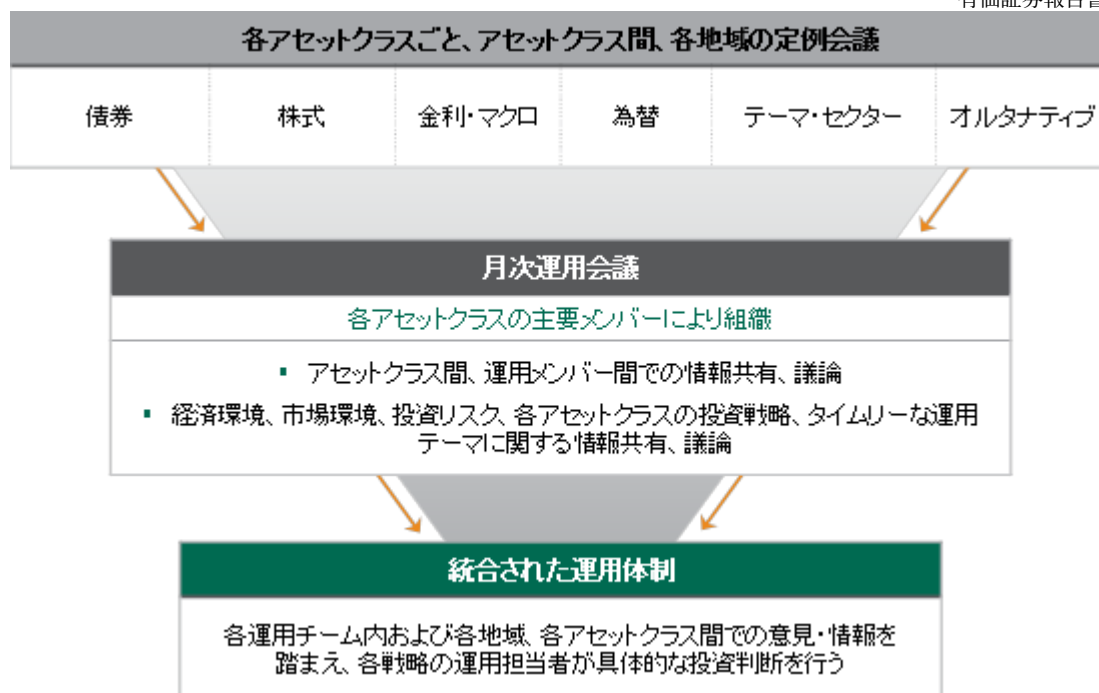
（3）【運用体制】

・委託会社の運用体制



1. 投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（10名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

- ・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 ポートフォリオ・マネジメント部
運用担当者：4名、平均運用経験年数：13年
担当業務内容：当ファンドの設定・解約に伴う投資信託証券の売買の指図、外国籍投資信託証券のモニタリング・情報収集等

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2021年6月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（4）【分配方針】

①毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。
2. 分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定するものとします。原則として安定分配を目指しますが、毎年2・5・8・11月の決算時には、基準価額の水準等を勘案し、前記の安定分配に分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（みなし配当等収益）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
2. 前記1.の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎決算日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
4. 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

- ①投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③デリバティブへの直接投資は行いません。
- ④外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前記1.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑧「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」において、当該投資信託証券の投資制限が、一般社団法人投資信託協会の規則に定める信用リスク集中回避のための投資制限の範囲内であると確認できる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■外国投資信託証券の概要

ファンドが投資する外国投資信託証券の概要は以下の通りです。

パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	
形態	アイルランド・ダブリン籍／契約型外国投資信託
投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
管理会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ファンドサービス（アイルランド）リミテッド
信託報酬	純資産総額に年0.5%の率を乗じて得た額
実質的な主要投資対象	新成長国が現地通貨で発行した国債等
設定日	2006年11月27日

（１）基本方針

ラテンアメリカ、ロシア・東欧、アジア、中近東・アフリカ諸国の政府および政府機関、企業が発行した現地通貨建ての債券に、ファンドの純資産総額の3分の2以上を投資し、インカム収入の獲得を図りながら、相対的に高いトータル・リターンをあげることを目指した運用を行います。

（２）投資態度

- ①通常の市場環境時には、ファンドの純資産総額の80%以上をエマージング諸国の発行した現地通貨建ての債券やクレジット・リンク・ノートに投資します。
- ②実際に投資する現地通貨建てエマージング債券は、S&Pカムーディーズ、あるいは他の格付け会社からC格相当以上の格付けを有している発行体に限定します。なお、格付けが付与されていない場合には投資顧問会社の自社格付けにしたがって投資を行います。
- ③クレジット・リンク・ノート以外にも、オプションや先物取引、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）に投資することができます。
- ④通常の市場環境時には、最低6ヵ国以上に分散投資を行います。また、1ヵ国への投資は、買付時においてファンドの純資産総額の20%以下とします。

■短期債マザーファンドの概要

（１）投資対象

内外の公社債、内外のコマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ①6ヵ月円LIBOR（London Interbank Offered Rateの略。ロンドンのユーロ市場における銀行間取引金利）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ②公社債への投資にあたっては、残存期間1年以内の短期債を中心に投資し、流動性に配慮しながらインカム・ゲインを中心とした安定収益の確保に努めます。なお、変動利付債の残存期間については、1年以内に限るものではありません。
- ③外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、対日本円での為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。
- ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）投資制限

- ①投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ②外貨建て資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④有価証券先物取引等は、信託約款の範囲で行います。
- ⑤スワップ取引は、信託約款の範囲で行います。
- ⑥金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款の範囲で行います。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、主に投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資を通じて、実質的に新成長国が発行した現地通貨建ての国債等および内外の公社債・短期金融商品など値動きある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましてはファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

①価格変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である債券は、一般に、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・元本・償還金等の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。当ファンドの実質組入対象となる新成長国の国債等は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延または債務不履行するリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の信用力は一般的に格付会社により表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が大きく下落し、基準価額を下げる要因となることがあります。

③金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

④為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての債券を実質的な主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。また当ファンドは、現地通貨建て債券に投資することから、相対的に高い為替変動リスクを有します。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。

⑤新成長国のリスク（カントリーリスク）

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。また、新成長国には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が債券価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があります。これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。また当ファンドは、現地通貨建て債券に投資することから、通貨交換が行えないリスクや流動性リスクを有します。したがって、当ファンドが投資対象とする新成長国の市場は、市場環境や社会情勢の著しい悪化を受けた場合には、投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があります。換金代金の支払日が遅延する可能性があります。

⑥流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。また大量の換金請求があり組入債券を売却し切れない場合など、換金請求を受付けない場合もあります。なお、当ファンドは新成長国債等に投資することから、先進国債に比べ流動性リスクの影響を相対的に大きく受けます。

⑦その他のリスク

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

3. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

4. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

5. 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

6. 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、アイルランドの銀行休業日と同日の場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場封鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消することがあります。

7. ファンド・オブ・ファンズ方式に関する留意点

当ファンドは、主として外国投資信託証券を通じて海外の債券に投資します。そのため、当該外国投資信託証券の基準価額の算出タイミングと当ファンドの基準価額の算出タイミングに時差があるものがありますのでご留意ください。この他、当該外国投資信託証券の基準価額の算出遅延、停止、繰上償還等が、当ファンドの基準価額や設定・解約等に影響を及ぼす場合があります。

8. クレジット・リンク・ノートに関する留意点

クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券の信用に結び付けた債券です。当ファンドが実質的な投資対象とするクレジット・リンク・ノートは、現地通貨建て国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクも負うこととなります。また、発行体の信用リスクが存在します。

9. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

・委託会社におけるリスク管理体制

1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

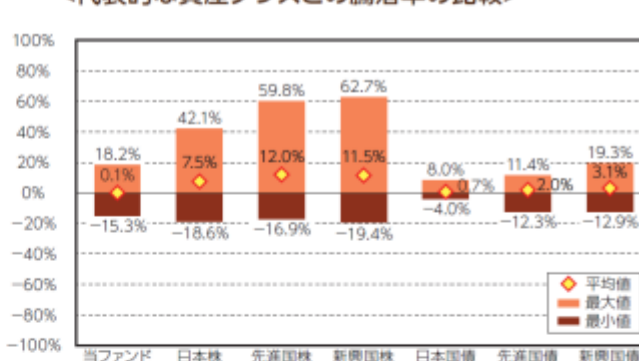
※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

<参考情報>

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2016年7月～2021年6月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額の0.2%の信託財産留保額を控除した価額とします。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.43%（税抜年1.3%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は後記の通りです。

（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

なお、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券に関しては、別途信託報酬等がかかります。

■外国投資信託証券の信託報酬等

ファンドが投資する外国投資信託証券の信託報酬等は、純資産総額に以下の率（年率）を乗じて得た額となります。

外国投資信託証券の名称	信託報酬等
パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	0.5%

※この他に、外国投資信託証券の監査費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかります。なお、外国投資信託証券には申込手数料はかかりません。

当ファンドの信託報酬に、ファンドが実質的に投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬率の概算値は年1.905%程度となります。ただし、この値は実質的な信託報酬率の目安でありファンドの実際の組入状況等によっては変動します。

※外国投資信託証券を95%組入れたものとして、実質的な信託報酬率の概算値を計算しています。

《信託報酬等の内訳》

	各販売会社の純資産残高		
	50億円以下の部分	50億円超 250億円以下の部分	250億円超の部分
当ファンドの 信託報酬	1.43%（税抜1.3%）		
委託会社	0.4785% （税抜0.435%）	0.4235% （税抜0.385%）	0.3685% （税抜0.335%）
販売会社	0.88% （税抜0.8%）	0.935% （税抜0.85%）	0.99% （税抜0.9%）
受託会社	0.0715% （税抜0.065%）	0.0715% （税抜0.065%）	0.0715% （税抜0.065%）
投資対象とする外国投資 信託証券の信託報酬等	0.5%		

実質的な信託報酬率 (概算値)	1.905%程度
--------------------	----------

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額についても信託財産から支払われます。
- ③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。
- ④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

1 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2021年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託証券	アイルランド	1,168,333,110	98.70
親投資信託受益証券	日本	5,112,022	0.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,243,563	0.87
合計（純資産総額）		1,183,688,695	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1.組入銘柄（2021年6月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託証券	パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	300,153.723	3,956.96	1,187,696,738	3,892.44	1,168,333,110	98.70
日本	親投資信託受益証券	短期債マザーファンド	5,027,065	1.0170	5,112,525	1.0169	5,112,022	0.43

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2.種類別及び業種別投資比率（2021年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託証券	98.70
親投資信託受益証券	0.43
合計	99.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）
第9特定期間末 (2011年11月14日)	(分配付) 7,217,242,558 (分配落) 6,860,260,009	(分配付) 5,321 (分配落) 5,081

第10特定期間末 (2012年5月14日)	(分配付) 7,337,918,265 (分配落) 7,021,808,298	(分配付) 5,373 (分配落) 5,133
第11特定期間末 (2012年11月12日)	(分配付) 5,361,189,913 (分配落) 5,107,851,528	(分配付) 5,240 (分配落) 5,030
第12特定期間末 (2013年5月13日)	(分配付) 7,707,132,536 (分配落) 7,526,434,577	(分配付) 6,890 (分配落) 6,710
第13特定期間末 (2013年11月12日)	(分配付) 6,375,556,220 (分配落) 6,159,668,205	(分配付) 5,882 (分配落) 5,702
第14特定期間末 (2014年5月12日)	(分配付) 4,678,155,279 (分配落) 4,527,420,532	(分配付) 6,156 (分配落) 5,976
第15特定期間末 (2014年11月12日)	(分配付) 4,274,579,806 (分配落) 4,148,307,315	(分配付) 6,287 (分配落) 6,107
第16特定期間末 (2015年5月12日)	(分配付) 3,775,787,496 (分配落) 3,657,123,291	(分配付) 5,896 (分配落) 5,716
第17特定期間末 (2015年11月12日)	(分配付) 3,055,332,583 (分配落) 2,945,865,420	(分配付) 5,239 (分配落) 5,059
第18特定期間末 (2016年5月12日)	(分配付) 2,596,703,238 (分配落) 2,495,115,999	(分配付) 4,673 (分配落) 4,493
第19特定期間末 (2016年11月14日)	(分配付) 2,368,048,008 (分配落) 2,271,034,827	(分配付) 4,455 (分配落) 4,275
第20特定期間末 (2017年5月12日)	(分配付) 2,641,130,826 (分配落) 2,545,715,363	(分配付) 4,983 (分配落) 4,803
第21特定期間末 (2017年11月13日)	(分配付) 2,390,661,669 (分配落) 2,299,940,134	(分配付) 4,822 (分配落) 4,642
第22特定期間末 (2018年5月14日)	(分配付) 2,065,422,437 (分配落) 1,980,650,593	(分配付) 4,481 (分配落) 4,301
第23特定期間末 (2018年11月12日)	(分配付) 1,728,389,448 (分配落) 1,648,646,376	(分配付) 3,991 (分配落) 3,811
第24特定期間末 (2019年5月13日)	(分配付) 1,641,747,006 (分配落) 1,564,602,820	(分配付) 3,798 (分配落) 3,618
第25特定期間末 (2019年11月12日)	(分配付) 1,713,874,814 (分配落) 1,653,611,921	(分配付) 3,825 (分配落) 3,690
第26特定期間末 (2020年5月12日)	(分配付) 1,361,618,605 (分配落) 1,322,925,087	(分配付) 3,224 (分配落) 3,134
第27特定期間末 (2020年11月12日)	(分配付) 1,324,920,782 (分配落) 1,288,582,859	(分配付) 3,347 (分配落) 3,257
第28特定期間末 (2021年5月12日)	(分配付) 1,234,430,767 (分配落) 1,200,741,046	(分配付) 3,388 (分配落) 3,298
2020年 6月末日	1,369,084,782	3,305
7月末日	1,313,378,019	3,247
8月末日	1,297,191,162	3,224
9月末日	1,256,394,167	3,148
10月末日	1,235,104,319	3,115
11月末日	1,267,805,178	3,251

12月末日	1,262,501,593	3,317
2021年 1月末日	1,243,022,638	3,284
2月末日	1,234,371,530	3,284
3月末日	1,196,300,528	3,251
4月末日	1,204,412,496	3,284
5月末日	1,208,301,731	3,340
6月末日	1,183,688,695	3,339

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

②【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第9特定期間	自 2011年 5月13日	240 円
	至 2011年11月14日	
第10特定期間	自 2011年11月15日	240 円
	至 2012年 5月14日	
第11特定期間	自 2012年 5月15日	210 円
	至 2012年11月12日	
第12特定期間	自 2012年11月13日	180 円
	至 2013年 5月13日	
第13特定期間	自 2013年 5月14日	180 円
	至 2013年11月12日	
第14特定期間	自 2013年11月13日	180 円
	至 2014年 5月12日	
第15特定期間	自 2014年 5月13日	180 円
	至 2014年11月12日	
第16特定期間	自 2014年11月13日	180 円
	至 2015年 5月12日	
第17特定期間	自 2015年 5月13日	180 円
	至 2015年11月12日	
第18特定期間	自 2015年11月13日	180 円
	至 2016年 5月12日	
第19特定期間	自 2016年 5月13日	180 円
	至 2016年11月14日	
第20特定期間	自 2016年11月15日	180 円
	至 2017年 5月12日	
第21特定期間	自 2017年 5月13日	180 円
	至 2017年11月13日	
第22特定期間	自 2017年11月14日	180 円
	至 2018年 5月14日	

第23特定期間	自 2018年 5月15日	180 円
	至 2018年11月12日	
第24特定期間	自 2018年11月13日	180 円
	至 2019年 5月13日	
第25特定期間	自 2019年 5月14日	135 円
	至 2019年11月12日	
第26特定期間	自 2019年11月13日	90 円
	至 2020年 5月12日	
第27特定期間	自 2020年 5月13日	90 円
	至 2020年11月12日	
第28特定期間	自 2020年11月13日	90 円
	至 2021年 5月12日	

③【収益率の推移】

期 間		収益率
第9特定期間	自 2011年 5月13日	△9.51 %
	至 2011年11月14日	
第10特定期間	自 2011年11月15日	5.75 %
	至 2012年 5月14日	
第11特定期間	自 2012年 5月15日	2.08 %
	至 2012年11月12日	
第12特定期間	自 2012年11月13日	36.98 %
	至 2013年 5月13日	
第13特定期間	自 2013年 5月14日	△12.34 %
	至 2013年11月12日	
第14特定期間	自 2013年11月13日	7.96 %
	至 2014年 5月12日	
第15特定期間	自 2014年 5月13日	5.20 %
	至 2014年11月12日	
第16特定期間	自 2014年11月13日	△3.46 %
	至 2015年 5月12日	
第17特定期間	自 2015年 5月13日	△8.34 %
	至 2015年11月12日	
第18特定期間	自 2015年11月13日	△7.63 %
	至 2016年 5月12日	
第19特定期間	自 2016年 5月13日	△0.85 %
	至 2016年11月14日	
第20特定期間	自 2016年11月15日	16.56 %
	至 2017年 5月12日	
第21特定期間	自 2017年 5月13日	0.40 %
	至 2017年11月13日	
第22特定期間	自 2017年11月14日	△3.47 %
	至 2018年 5月14日	

第23特定期間	自 2018年 5月15日	△7.21 %
	至 2018年11月12日	
第24特定期間	自 2018年11月13日	△0.34 %
	至 2019年 5月13日	
第25特定期間	自 2019年 5月14日	5.72 %
	至 2019年11月12日	
第26特定期間	自 2019年11月13日	△12.63 %
	至 2020年 5月12日	
第27特定期間	自 2020年 5月13日	6.80 %
	至 2020年11月12日	
第28特定期間	自 2020年11月13日	4.02 %
	至 2021年 5月12日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期間末分配落基準価額} + \text{当特定期間中分配金累計額} - \text{前特定期間末分配落基準価額}) \div \text{前特定期間末分配落基準価額} \times 100$$

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第9特定期間	自 2011年 5月13日	378,576,524	4,022,223,952
	至 2011年11月14日		
第10特定期間	自 2011年11月15日	2,873,282,516	2,694,533,306
	至 2012年 5月14日		
第11特定期間	自 2012年 5月15日	512,371,136	4,036,427,909
	至 2012年11月12日		
第12特定期間	自 2012年11月13日	3,639,934,571	2,578,178,077
	至 2013年 5月13日		
第13特定期間	自 2013年 5月14日	2,195,484,395	2,609,279,228
	至 2013年11月12日		
第14特定期間	自 2013年11月13日	181,636,469	3,408,996,905
	至 2014年 5月12日		
第15特定期間	自 2014年 5月13日	156,909,885	940,203,034
	至 2014年11月12日		
第16特定期間	自 2014年11月13日	231,946,820	626,338,197
	至 2015年 5月12日		
第17特定期間	自 2015年 5月13日	35,550,922	610,673,886
	至 2015年11月12日		
第18特定期間	自 2015年11月13日	2,120,352	272,795,639
	至 2016年 5月12日		
第19特定期間	自 2016年 5月13日	46,053,963	286,652,075
	至 2016年11月14日		
第20特定期間	自 2016年11月15日	210,353,663	222,593,005
	至 2017年 5月12日		

第21特定期間	自 2017年 5月13日	91,806,560	437,097,447
	至 2017年11月13日		
第22特定期間	自 2017年11月14日	5,599,245	355,157,577
	至 2018年 5月14日		
第23特定期間	自 2018年 5月15日	44,882,074	324,419,652
	至 2018年11月12日		
第24特定期間	自 2018年11月13日	246,942,594	247,640,985
	至 2019年 5月13日		
第25特定期間	自 2019年 5月14日	489,713,997	332,669,738
	至 2019年11月12日		
第26特定期間	自 2019年11月13日	35,130,787	295,655,485
	至 2020年 5月12日		
第27特定期間	自 2020年 5月13日	1,544,373	266,292,978
	至 2020年11月12日		
第28特定期間	自 2020年11月13日	1,269,533	317,197,160
	至 2021年 5月12日		

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（ご参考）短期債マザーファンドの運用状況**（１）投資状況**

（2021年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,002,460	39.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,109,571	60.83
合計（純資産総額）		5,112,031	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産**①投資有価証券の主要銘柄****1.組入銘柄（2021年6月30日現在）**

国／地域	種類	銘柄名	数量 （額面）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第409回利付 国債（2年）	2,000,000	100.19	2,003,800	100.12	2,002,460	0.1	2022/2/1	39.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。

2.種類別及び業種別投資比率（2021年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	39.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

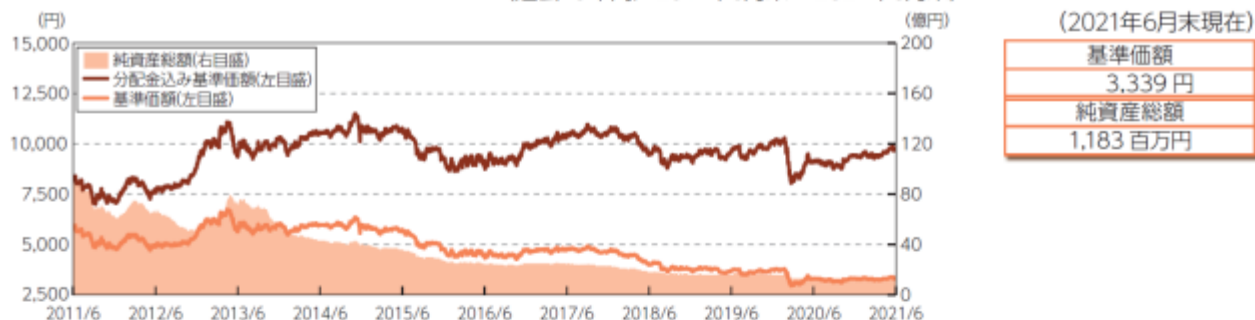
③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移

(過去10年間／2011年6月末～2021年6月末)



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2021年 6 月	15円	2020年12月	15円	直近1年間累計	180円
2021年 5 月	15円	2020年11月	15円	設定来累計	5,805円
2021年 4 月	15円	2020年10月	15円		
2021年 3 月	15円	2020年 9 月	15円		
2021年 2 月	15円	2020年 8 月	15円		
2021年 1 月	15円	2020年 7 月	15円		

主要な資産の状況

(2021年6月末現在)

パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンドファンド	98.70%
短期債マザーファンド	0.43%
キャッシュ等	0.87%

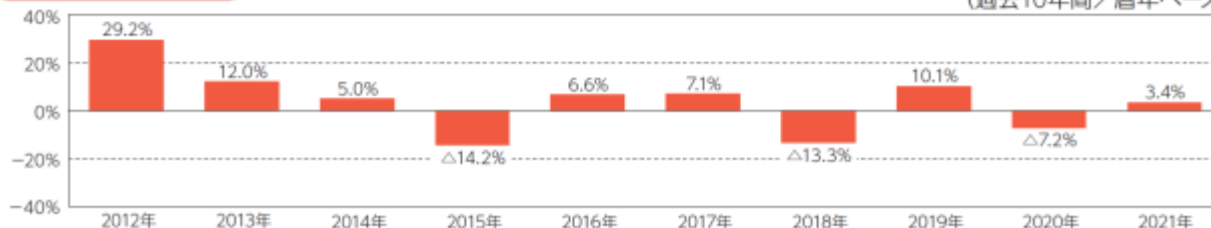
●パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンドファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
ガーナ	ガーナ国債	19.250	2027/01/18	5.23
中国	中国国債	3.250	2026/06/06	5.10
メキシコ	メキシコ国債	10.000	2024/12/05	4.07
ポーランド	ポーランド国債	2.750	2028/04/25	3.47
インドネシア	インドネシア国債	10.000	2028/02/15	3.10
メキシコ	メキシコ国債	7.750	2042/11/13	2.82
メキシコ	メキシコ国債	8.500	2029/05/31	2.79
ブラジル	ブラジル国債	10.250	2028/01/10	2.78
中国	中国国債	3.290	2029/05/23	2.73
ガーナ	ガーナ国債	19.000	2026/11/02	2.63

※投資比率は当該ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2021年は年初から6月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

- ①申込期間：2021年8月11日（水）から2022年8月10日（水）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、繰上償還が決定した場合、申込期間は「2021年10月20日（水）まで」となります。

- ②受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、アイルランドの銀行休業日と同日の場合には取得申込の受付を行いません。
- ③取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

- ④運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

- ①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後当ファンドに再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。
- ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.85%（税抜3.5%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

- ②一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、アイルランドの銀行休業日と同日の場合には解約請求の受付を行いません。一部解約の実行請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

- ④一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.2%）を控除した額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約時の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ⑤委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。
- ⑥一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出された価額とします。
- ⑦解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。
- ⑧解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- 1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2. 組入外国投資信託証券の評価は、原則として計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。実質組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3. 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

※「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）が決定した場合、信託期間は「2021年10月22日（金）まで」となります。

（4）【計算期間】

原則として、毎月13日から翌月12日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

1. 信託の終了

①投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。

ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 前記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3. 信託約款の変更④に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3. 信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、前記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると
きは、前記①の信託約款を変更しません。
- ⑤委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告
し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての
受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記①から⑤まで
の規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委
託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって
買取るべき旨を請求することができます。

6. 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（5月および11月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書
（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体
版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせく
ださい。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託
会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<https://www.pinebridge.co.jp/>

7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式
会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書
類に基づいて所定の事務を行います。

8. 関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売
会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定され
ています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表
示がない場合は自動更新となります。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該
収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。ま
た、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社
の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則
として、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日ま
で）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請
求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社
に帰属します。

「分配金再投資コース」の収益分配金は、税引き後、決算日の翌営業日に自動的に無手数料で再投
資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2. 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

3. 償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

4. 反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

5. 帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28特定期間（2020年11月13日から2021年5月12日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第27特定期間 (2020年11月12日現在)	第28特定期間 (2021年5月12日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	555,690	573,596
コール・ローン	12,189,042	30,674,533
投資信託受益証券	1,280,142,024	1,178,579,713
親投資信託受益証券	5,115,038	5,112,525
流動資産合計	1,298,001,794	1,214,940,367
資産合計	1,298,001,794	1,214,940,367
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,934,871	5,460,980
未払解約金	1,954,518	7,328,428
未払受託者報酬	76,475	70,493
未払委託者報酬	1,453,055	1,339,378
未払利息	16	42
流動負債合計	9,418,935	14,199,321
負債合計	9,418,935	14,199,321
純資産の部		
元本等		
元本	3,956,581,304	3,640,653,677
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,667,998,445	△2,439,912,631
（分配準備積立金）	235,368,765	238,047,864
元本等合計	1,288,582,859	1,200,741,046
純資産合計	1,288,582,859	1,200,741,046
負債純資産合計	1,298,001,794	1,214,940,367

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第27特定期間 自 2020年 5月13日 至 2020年11月12日	第28特定期間 自 2020年11月13日 至 2021年 5月12日
営業収益		
受取配当金	63,426,101	59,435,009
受取利息	84	87
有価証券売買等損益	60,149,267	△41,452,011
為替差損益	△25,574,000	39,870,497
営業収益合計	98,001,452	57,853,582
営業費用		
支払利息	4,234	5,293
受託者報酬	474,992	440,088
委託者報酬	9,024,863	8,361,679
その他費用	16,626	10,677
営業費用合計	9,520,715	8,817,737
営業利益又は営業損失（△）	88,480,737	49,035,845
経常利益又は経常損失（△）	88,480,737	49,035,845
当期純利益又は当期純損失（△）	88,480,737	49,035,845
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	633,531	△291,280
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,898,404,822	△2,667,998,445
剰余金増加額又は欠損金減少額	179,937,588	213,300,742
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	179,937,588	213,300,742
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,040,494	852,332
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,040,494	852,332
分配金	36,337,923	33,689,721
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,667,998,445	△2,439,912,631

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第27特定期間 (2020年11月12日現在)	第28特定期間 (2021年5月12日現在)
1. 期首元本額	4,221,329,909円	3,956,581,304円
期中追加設定元本額	1,544,373円	1,269,533円
期中一部解約元本額	266,292,978円	317,197,160円
2. 受益権の総数	3,956,581,304口	3,640,653,677口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,667,998,445円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,439,912,631円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第27特定期間 自 2020年 5月13日 至 2020年11月12日	第28特定期間 自 2020年11月13日 至 2021年 5月12日
分配金の計算過程	[2020年5月13日から 2020年6月12日まで の計算期間]	[2020年11月13日から 2020年12月14日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	31,444,810円	27,438,166円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	81,607,658円	75,135,503円
分配準備積立金額	223,261,409円	228,007,068円
当ファンドの分配対象収益額	336,313,877円	330,580,737円
当ファンドの期末残存口数	4,166,678,558口	3,831,811,656口
1万口当たり収益分配対象額	807.15円	862.72円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	6,250,017円	5,747,717円
	[2020年6月13日から 2020年7月13日まで の計算期間]	[2020年12月15日から 2021年 1月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	79,520,213円	74,320,769円
分配準備積立金額	242,060,734円	246,986,300円
当ファンドの分配対象収益額	321,580,947円	321,307,069円
当ファンドの期末残存口数	4,058,821,052口	3,789,932,250口
1万口当たり収益分配対象額	792.30円	847.79円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	6,088,231円	5,684,898円
	[2020年7月14日から 2020年8月12日まで の計算期間]	[2021年1月13日から 2021年2月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	79,120,670円	73,933,421円
分配準備積立金額	234,734,726円	240,027,318円
当ファンドの分配対象収益額	313,855,396円	313,960,739円
当ファンドの期末残存口数	4,037,600,164口	3,769,845,974口
1万口当たり収益分配対象額	777.33円	832.82円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	6,056,400円	5,654,768円

	[2020年8月13日から 2020年9月14日までの 計算期間]	[2021年2月13日から 2021年3月12日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	29,527,764円	28,949,770円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	78,751,815円	73,655,215円
分配準備積立金額	227,581,043円	233,381,380円
当ファンドの分配対象収益額	335,860,622円	335,986,365円
当ファンドの期末残存口数	4,018,219,370口	3,754,216,448口
1万口当たり収益分配対象額	835.84円	894.95円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	6,027,329円	5,631,324円
	[2020年 9月15日から 2020年10月12日までの 計算期間]	[2021年3月13日から 2021年4月12日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	78,167,512円	72,092,299円
分配準備積立金額	249,153,415円	251,193,725円
当ファンドの分配対象収益額	327,320,927円	323,286,024円
当ファンドの期末残存口数	3,987,383,873口	3,673,356,021口
1万口当たり収益分配対象額	820.89円	880.08円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	5,981,075円	5,510,034円
	[2020年10月13日から 2020年11月12日までの 計算期間]	[2021年4月13日から 2021年5月12日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	77,571,816円	71,456,924円
分配準備積立金額	241,303,636円	243,508,844円
当ファンドの分配対象収益額	318,875,452円	314,965,768円
当ファンドの期末残存口数	3,956,581,304口	3,640,653,677口
1万口当たり収益分配対象額	805.93円	865.13円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	5,934,871円	5,460,980円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第27特定期間 自 2020年 5月13日 至 2020年11月12日	第28特定期間 自 2020年11月13日 至 2021年 5月12日
----	---	---

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第27特定期間 (2020年11月12日現在)	第28特定期間 (2021年5月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第27特定期間 (2020年11月12日現在)	第28特定期間 (2021年5月12日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
投資信託受益証券	32,661,062	30,218,565
親投資信託受益証券	△503	△502
合計	32,660,559	30,218,063

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第27特定期間 (2020年11月12日現在)	第28特定期間 (2021年5月12日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3257円 (3,257円)	0.3298円 (3,298円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2021年5月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	投資信託受益証券 計	パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	301,045.05	10,832,534.13	
			301,045.05	10,832,534.13	
				(1,178,579,713)	
				10,832,534.13	
				(1,178,579,713)	
小計					
日本円	親投資信託受益証券 計	短期債マザーファンド	5,027,065	5,112,525	
			5,027,065	5,112,525	
				5,112,525	
小計					
合計				1,183,692,238	
				(1,178,579,713)	

(注) 1.投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

3.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」および「短期債マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託および同マザーファンドの受益証券です。

なお、同投資信託および同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において翻訳・抜粋したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	(2020年12月31日現在)
	金額（米ドル）
資産	
現金および預金	522,589
通貨先渡取引に係る未実現利益	123,122
未収入金	4,922
投資有価証券	19,483,533
その他資産	31
未収利息	375,912
未収税還付金	61,406
総資産	20,571,515
負債	
通貨先渡取引に係る未実現損失	1,247
未払金	43,997
未払信託報酬	16,246
その他未払費用	13,794
未払源泉税	18,678
総負債	93,962
純資産合計	20,477,553

(2)有価証券明細表（2020年12月31日現在）

Holding		Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
TRANSFERABLE SECURITIES			
FIXED INCOME SECURITIES (31 DECEMBER 2019: 95.68%)			
GOVERNMENT BONDS			
BRAZILIAN REAL (31 DECEMBER 2019: 14.33%)			
2,400,000	10.000% Brazil 01/01/2027	546,235	2.67
3,300,000	10.250% Brazil 01/10/2028	749,930	3.66
850,000	12.500% Brazil 05/01/2022	179,303	0.88
1,000,000	10.000% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 01/01/2031	234,061	1.14
	BRAZILIAN REAL - TOTAL	1,709,529	8.35
CHILEAN PESO (31 DECEMBER 2019: 3.89%)			
130,000,000	5.000% Chile 01/03/2035	225,236	1.10
	CHILEAN PESO - TOTAL	225,236	1.10
COLOMBIAN PESO (31 DECEMBER 2019: 7.19%)			
1,010,300,000	7.000% Colombia 30/06/2032	325,768	1.59
950,000,000	7.500% Colombia 26/08/2026	320,610	1.57
700,000,000	7.750% Colombia 18/09/2030	240,161	1.17
280,000,000	9.850% Colombia 28/06/2027	106,449	0.52
1,400,000,000	10.000% Colombia 24/07/2024	496,908	2.43
	COLOMBIAN PESO - TOTAL	1,489,896	7.28
CZECH KORUNA (31 DECEMBER 2019: 0.94%)			
5,000,000	0.950% Czech Republic 15/05/2030	226,112	1.11
4,000,000	2.000% Czech Republic 13/10/2033	198,921	0.97
12,000,000	2.500% Czech Republic 25/08/2028	616,869	3.01
	CZECH KORUNA - TOTAL	1,041,902	5.09
EGYPTIAN POUND (31 DECEMBER 2019: 3.21%)			
5,000,000	14.406% Egypt 07/07/2027	320,655	1.57
3,000,000	16.500% Egypt 02/04/2026	206,947	1.01
6,300,000	18.750% Egypt 23/05/2022	426,633	2.08
	EGYPTIAN POUND - TOTAL	954,235	4.66
GHANA CEDI (31 DECEMBER 2019: 0.84%)			
2,600,000	19.000% Ghana 02/11/2026	418,046	2.04
	GHANA CEDI - TOTAL	418,046	2.04
HUNGARIAN FORINT (31 DECEMBER 2019: 2.47%)			
125,000,000	3.000% Hungary 21/08/2030	456,609	2.23
60,000,000	3.250% Hungary 22/10/2031	224,033	1.09
	HUNGARIAN FORINT - TOTAL	680,642	3.32

<u>Holding</u>		<u>Fair Value USD</u>	<u>% of Value of Sub-Fund</u>
GOVERNMENT BONDS (CONTINUED)			
INDONESIAN RUPIAH (31 DECEMBER 2019: 6.69%)			
6,500,000,000	10.000% Indonesia 15/02/2028	572,556	2.80
3,000,000,000	10.500% Indonesia 15/08/2030	278,448	1.36
	INDONESIAN RUPIAH - TOTAL	851,004	4.16
MALAYSIAN RINGGIT (31 DECEMBER 2019: 2.78%)			
1,200,000	3.899% Malaysia 16/11/2027	327,249	1.60
800,000	4.762% Malaysia 07/04/2037	231,171	1.13
	MALAYSIAN RINGGIT - TOTAL	558,420	2.73
MEXICAN PESO (31 DECEMBER 2019: 9.71%)			
9,400,000	7.750% Mexico 13/11/2042	543,337	2.65
11,500,000	8.500% Mexico 31/05/2029	703,488	3.44
10,000,000	10.000% Mexico 05/12/2024	600,276	2.93
8,900,000	10.000% Mexico 20/11/2036	625,874	3.06
	MEXICAN PESO - TOTAL	2,472,975	12.08
PERUVIAN NOUVEAU SOL (31 DECEMBER 2019: 1.20%)			
900,000	6.900% Peru 12/08/2037	306,815	1.50
	PERUVIAN NOUVEAU SOL - TOTAL	306,815	1.50
POLISH ZLOTY (31 DECEMBER 2019: 5.94%)			
1,200,000	2.500% Poland 25/07/2027	358,158	1.75
2,100,000	2.750% Poland 25/04/2028	638,724	3.12
2,050,000	2.750% Poland 25/10/2029	628,043	3.06
	POLISH ZLOTY - TOTAL	1,624,925	7.93
ROMANIAN LEU (31 DECEMBER 2019: NIL)			
1,270,000	4.750% Romania 24/02/2025	345,227	1.69
	ROMANIAN LEU - TOTAL	345,227	1.69
RUSSIAN ROUBLE (31 DECEMBER 2019: 5.15%)			
15,000,000	7.000% Russia 16/08/2023	213,853	1.04
15,000,000	7.050% Russia 19/01/2028	219,065	1.07
14,000,000	7.100% Russia 16/10/2024	202,931	0.99
40,000,000	7.700% Russia 23/03/2033	609,239	2.98
7,800,000	7.700% Russia 16/03/2039	120,444	0.59
14,000,000	8.500% Russia 17/09/2031	227,134	1.11
14,000,000	7.150% Russian Federal Bond - OFZ 12/11/2025	204,728	1.00
6,000,000	7.950% Russian Federal Bond - OFZ 07/10/2026	91,085	0.44
	RUSSIAN ROUBLE - TOTAL	1,888,479	9.22

<u>Holding</u>		<u>Fair Value USD</u>	<u>% of Value of Sub-Fund</u>
GOVERNMENT BONDS (CONTINUED)			
SOUTH AFRICAN RAND (31 DECEMBER 2019: 7.40%)			
3,000,000	8.000% South Africa 31/01/2030	194,775	0.95
10,200,000	8.500% South Africa 31/01/2037	574,653	2.81
4,000,000	8.750% South Africa 28/02/2048	223,955	1.09
6,000,000	9.000% South Africa 31/01/2040	347,636	1.70
	SOUTH AFRICAN RAND - TOTAL	1,341,019	6.55
THAILAND BAHT (31 DECEMBER 2019: 5.15%)			
6,000,000	1.585% Thailand 17/12/2035	204,033	1.00
7,600,000	1.875% Thailand 17/06/2049	244,725	1.19
8,400,000	3.650% Thailand 20/06/2031	346,273	1.69
3,500,000	3.775% Thailand 25/06/2032	147,455	0.72
	THAILAND BAHT - TOTAL	942,486	4.60
TURKISH LIRA (31 DECEMBER 2019: 4.23%)			
1,200,000	10.600% Turkey 11/02/2026	150,958	0.74
1,000,000	12.200% Turkey 18/01/2023	130,441	0.63
	TURKISH LIRA - TOTAL	281,399	1.37
UKRAINE HRYVNA (31 DECEMBER 2019: 2.94%)			
URUGUAYAN PESO (31 DECEMBER 2019: 1.22%)			
YUAN RENMINBI (31 DECEMBER 2019: NIL)			
4,100,000	3.250% China 06/06/2026	633,771	3.10
3,000,000	3.290% China 23/05/2029	460,631	2.25
1,500,000	3.090% China Development Bank 18/06/2030	219,747	1.07
1,500,000	3.230% China Development Bank 10/01/2025	229,756	1.12
	YUAN RENMINBI - TOTAL	1,543,905	7.54
CORPORATE BONDS			
INDONESIAN RUPIAH (31 DECEMBER 2019: 2.69%)			
11,500,000,000	7.700% Wijaya Karya Persero 31/01/2021	807,393	3.94
	INDONESIAN RUPIAH - TOTAL	807,393	3.94

Holding	Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
CORPORATE BONDS (CONTINUED)		
KAZAKHSTAN TENGE (31 DECEMBER 2019: 3.06%)		
MEXICAN PESO (31 DECEMBER 2019: 2.96%)		
SOUTH AFRICAN RAND (31 DECEMBER 2019: 1.69%)		
FIXED INCOME SECURITIES - TOTAL	19,483,533	95.15
TOTAL VALUE OF INVESTMENTS IN TRANSFERABLE SECURITIES (Cost: USD 19,719,916)	19,483,533	95.15
TOTAL VALUE OF INVESTMENTS EXCLUDING FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS	19,483,533	95.15

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

OPEN FORWARD FOREIGN CURRENCY EXCHANGE CONTRACTS (31 DECEMBER 2019: 0.44%)

Maturity Date	Counterparty	Amount Bought	Amount Sold	Unrealised Appreciation/ (Depreciation) USD	% of Value of Sub-Fund
05/01/2021	State Street Bank & Trust Co.	AUD 7,579	USD 5,756	93	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 3,611,253	USD 2,681,257	105,705	0.51
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 46,017	USD 34,135	1,378	0.01
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 92,082	USD 70,146	917	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 3,071	USD 2,339	31	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 1,271	USD 962	19	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 660	USD 498	12	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 143	USD 106	4	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	AUD 140	USD 107	1	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	USD 5	AUD 7	(-)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	USD 1,805	AUD 2,394	(43)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	USD 5,756	AUD 7,579	(93)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	USD 6,611	AUD 8,742	(135)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ¹	USD 5,026	AUD 6,734	(171)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	USD 5,409	ZAR 79,489	7	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	USD 1,480	ZAR 22,337	(38)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	USD 21,485	ZAR 326,333	(696)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	ZAR 8,198,924	USD 542,577	14,688	0.07
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	ZAR 159,686	USD 10,595	259	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	ZAR 2,647	USD 176	4	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	ZAR 4,604	USD 309	4	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	ZAR 2,550	USD 173	(-)	0.00
15/01/2021	State Street Bank & Trust Co. ²	ZAR 165,429	USD 11,315	(71)	0.00
Unrealised gain on open forward foreign currency exchange contracts				123,122	0.59
Unrealised loss on open forward foreign currency exchange contracts				(1,247)	0.00
Net unrealised gain on open forward foreign currency exchange contracts				121,875	0.59

	Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
TOTAL VALUE OF INVESTMENTS	19,605,408	95.74
CASH.....	522,589	2.55
OTHER NET ASSETS	349,556	1.71
TOTAL VALUE OF SUB-FUND	20,477,553	100.00

¹Open Forward Foreign Currency Exchange Contracts relate to Hedge Class A6HD.

²Open Forward Foreign Currency Exchange Contracts relate to Hedge Class A9HD.

Analysis of gross assets (Unaudited)	% of gross assets
Transferable securities admitted to an official stock exchange listing	72.16
Transferable securities dealt in on another regulated market.....	19.92
Other transferable securities of the type referred to in Regulation 68(1)(a), (b) and (c)	2.63
Over-the-counter financial derivative instruments.....	0.60
Other current assets.....	4.69
	100.00

「短期債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(2020年11月12日現在)	(2021年5月12日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,113,412	3,109,026
国債証券		2,001,000	2,003,100
未収利息		515	500
流動資産合計		5,114,927	5,112,626
資産合計		5,114,927	5,112,626
負債の部			
流動負債			
未払利息		4	4
流動負債合計		4	4
負債合計		4	4
純資産の部			
元本等			
元本		5,027,065	5,027,065
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		87,858	85,557
元本等合計		5,114,923	5,112,622
純資産合計		5,114,923	5,112,622
負債純資産合計		5,114,927	5,112,626

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月30日から翌年3月29日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年11月12日現在)	(2021年5月12日現在)
1.期首元本額	5,027,065円	5,027,065円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	—円	—円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞	5,027,065円	5,027,065円
合計	5,027,065円	5,027,065円
2.受益権の総数	5,027,065口	5,027,065口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年 5月13日 至 2020年11月12日	自 2020年11月13日 至 2021年 5月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年11月12日現在)	(2021年5月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2020年11月12日現在)	(2021年5月12日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△3,960	△700
合計	△3,960	△700

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(2020年11月12日現在)	(2021年5月12日現在)
1口当たり純資産額	1.0175円	1.0170円
(1万口当たり純資産額)	(10,175円)	(10,170円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（2021年5月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券 計	第409回利付国債（2年） 0.1000% 02/01/2022	2,000,000	2,003,100	
			2,000,000	2,003,100	
				2,003,100	
小計				2,003,100	
合計				2,003,100	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年6月30日現在)

I 資産総額	1,186,805,519 円
II 負債総額	3,116,824 円
III 純資産総額（I－II）	1,183,688,695 円
IV 発行済数量（口）	3,545,043,247 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.3339 円 (3,339 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下同じ。）

（ご参考）短期債マザーファンドの現況

(2021年6月30日現在)

I 資産総額	5,112,035 円
II 負債総額	4 円
III 純資産総額（I－II）	5,112,031 円
IV 発行済数量（口）	5,027,065 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	1.0169 円 (10,169 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 譲渡制限

該当事項はありません。

4. 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等に

において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2021年6月末日現在）

- ・資本金の額 1,000,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 42,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）

2018年 3月 5日 500,000,000円増加。

- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

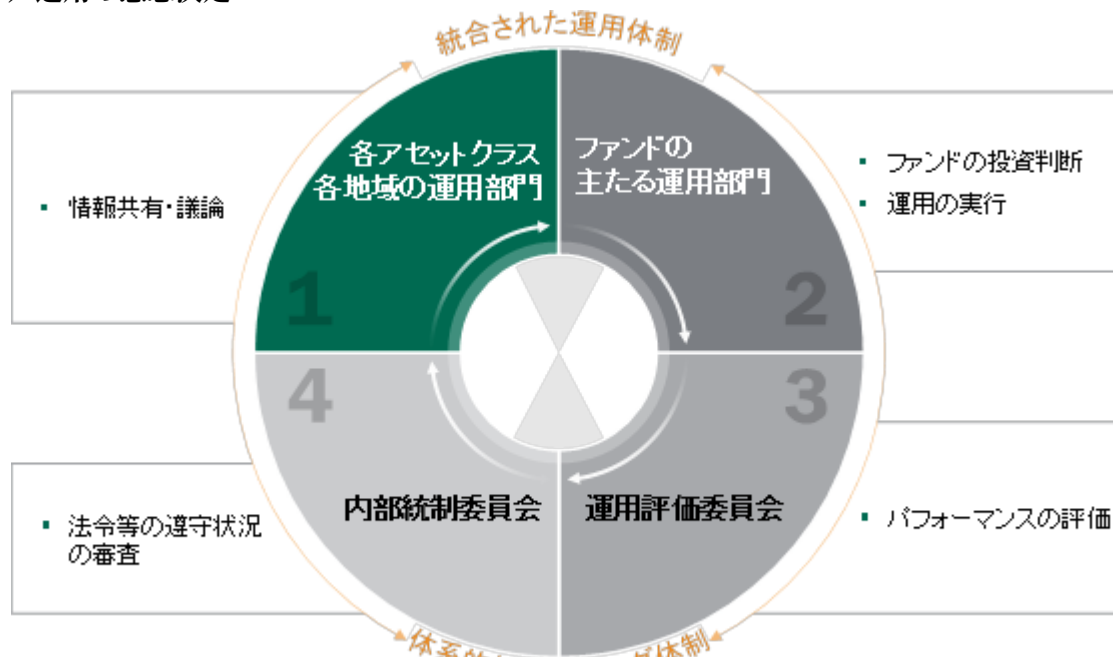
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

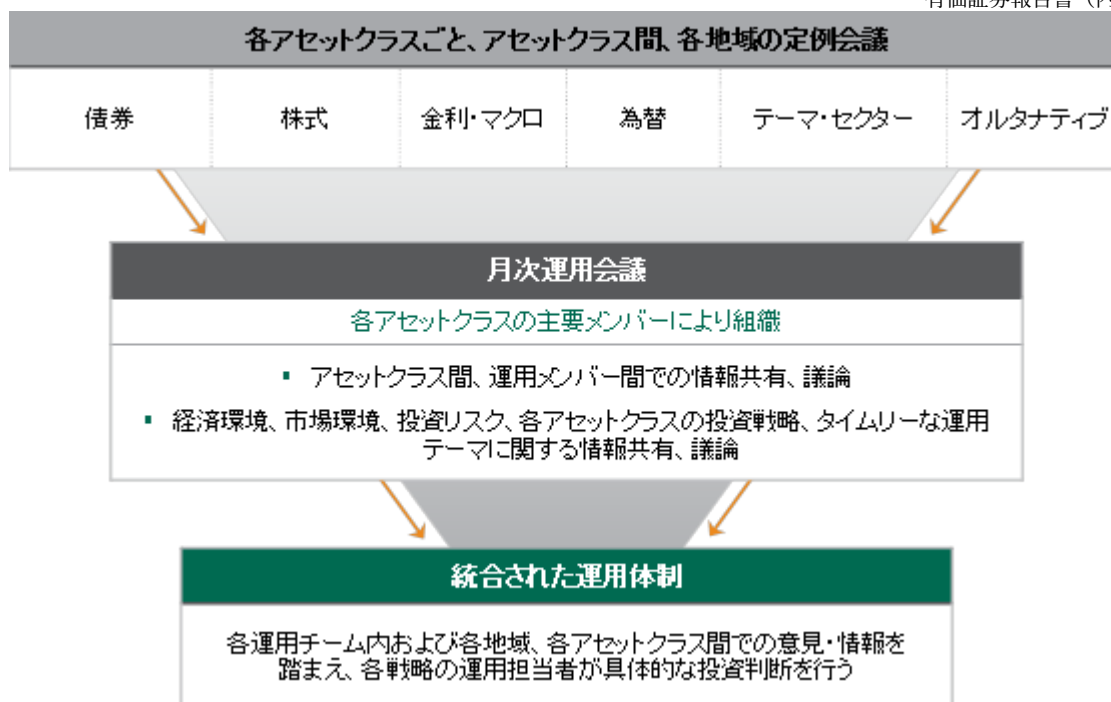
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2021年6月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	15	36,564 百万円
追加型株式投資信託	56	286,556 百万円
合計	71	323,121 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
3. 当社は、第36期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	509,244	792,111
短期貸付金	700,000	500,000
前払金	1,802	1,791
前払費用	21,559	30,575
未収入金	66,346	172,043
未収委託者報酬	449,886	407,943
未収運用受託報酬	266,278	265,337
未収還付法人税等	17,556	-
立替金	3,462	6,848
未収収益	1,347	992
流動資産合計	2,037,483	2,177,643
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 0	*1 0
工具器具備品	*1 0	*1 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	958	-
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	109,816	109,816
預託金	74	74
繰延税金資産	81,814	72,366
投資その他の資産合計	356,678	346,271
固定資産合計	356,678	346,271
資産合計	2,394,162	2,523,915

(単位:千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,935	20,227
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	165,228	155,092
その他未払金	120,558	169,307
未払費用	492,902	570,920
未払役員賞与	35,110	70,421
未払法人税等	2,759	18,718
未払消費税等	29,005	71,772
リース債務	3,822	3,860
流動負債合計	868,561	1,080,560
固定負債		
賞与引当金	77,360	90,700
役員賞与引当金	15,849	20,245
退職給付引当金	80,317	80,768
役員退職慰労引当金	4,178	4,959
リース債務	13,020	9,159
固定負債合計	190,725	205,833
負債合計	1,059,286	1,286,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 219,029	△ 316,468
利益剰余金合計	276,083	178,644
株主資本合計	1,334,959	1,237,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 84	-
評価・換算差額等合計	△ 84	-
純資産合計	1,334,875	1,237,521
負債・純資産合計	2,394,162	2,523,915

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第36期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,530,890	2,590,929
運用受託報酬	1,201,694	1,196,595
その他営業収益	185,874	233,542
営業収益合計	3,918,459	4,021,068
営業費用		
支払手数料	1,037,516	1,071,226
広告宣伝費	15,268	12,735
調査費		
調査費	543,109	523,432
委託調査費	851,849	933,686
営業雑経費		
通信費	9,819	10,199
印刷費	61,544	51,441
協会費	5,693	5,417
図書費	1,627	1,455
その他	12,530	-
営業費用合計	2,538,961	2,609,594
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	689,368	657,598
賞与	204,183	182,711
役員賞与	33,355	56,845
賞与引当金繰入	38,699	59,509
役員賞与引当金繰入	8,587	19,050
交際費	1,922	973
寄付金	-	281
旅費交通費	12,949	3,593
租税公課	23,793	28,069
不動産賃借料	173,435	174,274
退職給付費用	39,758	43,381
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	9,669	1,345
業務委託費	259,971	181,687
諸経費	54,371	47,990
一般管理費合計	1,589,446	1,496,692
営業利益又は営業損失（△）	△ 209,947	△ 85,218
営業外収益		
受取利息	7,237	6,270
受取配当金	13	3
為替差益	6,172	4,907

雑収入	784		281
営業外収益合計	14,208		11,463
営業外費用			
支払利息	137		154
投資有価証券償還損	-		85
営業外費用合計	137		240
経常利益又は経常損失（△）	△ 195,877		△ 73,996
特別損失			
固定資産除却損	*1	7	-
減損損失	*2	55,969	*1 8,754
退職特別加算金		15,435	-
投資有価証券償還損		31	-
特別損失合計		71,443	8,754
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 267,320		△ 82,750
法人税、住民税及び事業税	1,092		5,239
法人税等調整額	3,630		9,448
法人税等合計	4,722		14,688
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 272,043		△ 97,438

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	-	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	-	-	△ 272,043
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	276	276
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	276	276	△ 271,766
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	△ 219,029	276,083	1,334,959	△ 84	△ 84	1,334,875

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	任意積 立金	繰越利益 剰余金				利益剰 余金合 計	
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 219,029	276,083	1,334,959	△ 84	△ 84	1,334,875
当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	△ 97,438	△ 97,438	△ 97,438	-	-	△ 97,438
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	84	84	84
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 97,438	△ 97,438	△ 97,438	84	84	△ 97,354
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）
 - (1)概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
 - ステップ1：顧客との契約を識別する。
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 - ステップ3：取引価格を算定する
 - ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
 - ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
 - (2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。
- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）
 - (1)概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
 - ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。
 - (2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。
- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）
 - (1)概要
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。
 - (2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。
- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」
 - (1)概要
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。
 - (2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第35期 2019年12月31日現在	第36期 2020年12月31日現在												
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>118,436千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	118,436千円	リース資産	19,353千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>120,466千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	120,466千円	リース資産	19,353千円
建物附属設備	141,905千円												
工具器具備品	118,436千円												
リース資産	19,353千円												
建物附属設備	141,905千円												
工具器具備品	120,466千円												
リース資産	19,353千円												

(損益計算書関係)

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日												
*1 固定資産除却損は、建物附属設備7千円でありま す。 *2 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概 要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代 田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、工具器 具備品、リース資産、 ソフトウェア、電話加 入権</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産につ いて収益性の低下により投資額の回収が見込めないた め、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備26,617千円、工具器具 備品8,063千円、リース資産16,450千円、ソフトウェア 962千円、電話加入権3,875千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上 しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しております が、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘 価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上して おります。	場所	用途	種類	東京都千代 田区	事業用資産	建物附属設備、工具器 具備品、リース資産、 ソフトウェア、電話加 入権	*1 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概 要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代 田区</td><td>事業用資産</td><td>工具器具備品、ソフト ウェア</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産につ いて収益性の低下により投資額の回収が見込めないた め、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、工具器具備品1,894千円、ソフトウ ェア6,859千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上 しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しております が、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘 価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上して おります。	場所	用途	種類	東京都千代 田区	事業用資産	工具器具備品、ソフト ウェア
場所	用途	種類											
東京都千代 田区	事業用資産	建物附属設備、工具器 具備品、リース資産、 ソフトウェア、電話加 入権											
場所	用途	種類											
東京都千代 田区	事業用資産	工具器具備品、ソフト ウェア											

(株主資本等変動計算書関係)

第35期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
合 計	42,000 株	-	-	42,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第36期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4.配当に関する事項

該当事項はありません

(リース取引関係)

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	509,244	509,244	-
2) 短期貸付金	700,000	700,000	-
3) 未収入金	66,346	66,346	-
4) 未収委託者報酬	449,886	449,886	-
5) 未収運用受託報酬	266,278	266,278	-
6) 未収収益	1,347	1,347	-
7) 投資有価証券	958	958	-
資産計	1,994,062	1,994,062	-
1) 未払手数料	165,228	165,228	-
2) その他未払金	120,558	120,558	-
3) 未払費用	492,902	492,902	-
4) リース債務（※1）	16,842	16,842	-
負債計	795,531	795,531	-

(※1) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	509,244	-	-	-
2) 短期貸付金	700,000	-	-	-
3) 未収入金	66,346	-	-	-
4) 未収委託者報酬	449,886	-	-	-
5) 未収運用受託報酬	266,278	-	-	-
6) 未収収益	1,347	-	-	-
合計	1,993,103	-	-	-

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4) リース債務	3,822	13,020	-	-
合計	3,822	13,020	-	-

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	792,111	792,111	-
2) 短期貸付金	500,000	500,000	-
3) 未収入金	172,043	172,043	-
4) 未収委託者報酬	407,943	407,943	-
5) 未収運用受託報酬	265,337	265,337	-
6) 未収収益	992	992	-
資産計	2,138,428	2,138,428	-
1) 未払手数料	155,092	155,092	-
2) その他未払金	169,307	169,307	-
3) 未払費用	570,920	570,920	-
4) リース債務（※1）	13,020	13,020	-
負債計	908,341	908,341	-

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	792,111	-	-	-
2) 短期貸付金	500,000	-	-	-
3) 未収入金	172,043	-	-	-
4) 未収委託者報酬	407,943	-	-	-
5) 未収運用受託報酬	265,337	-	-	-
6) 未収収益	992	-	-	-

合計	2,138,428	-	-	-
----	-----------	---	---	---

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4) リース債務	3,860	9,159	-	-
合計	3,860	9,159	-	-

（有価証券関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
投資信託受益証券	958	1,042	△ 84

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（退職給付関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,579
退職給付費用	10,983
退職給付の支払額	△ 10,246
期末における退職給付引当金	80,317

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金
及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317
退職給付引当金	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,983千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,774千円でありました。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	80,317
退職給付費用	10,764
退職給付の支払額	△ 10,313
期末における退職給付引当金	80,768

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768
退職給付引当金	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,764千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。

(税効果会計関係)

第35期
2019年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金（注）2	562,636
未払金否認	10,895
未払賞与・賞与引当金否認	89,042
退職給付引当金否認	24,596
役員退職慰労引当金否認	1,279
減損損失	17,140
資産除去債務	20,951
その他	9,969
繰延税金資産小計	736,512
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 562,636
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 92,061
評価性引当額小計（注）1	△ 654,697
繰延税金資産合計	81,814
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	81,814

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じた主な理由は、当期純損失による税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
評価性引当額	△ 157,980	△ 194,576	-	-	-	△ 210,080	△ 562,636
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△4.7%
住民税均等割	△1.4%
評価性引当額	△24.6%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.8%

第36期
2020年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金（注）2	404,598
未払金否認	11,242
未払賞与・賞与引当金否認	95,288
退職給付引当金否認	24,731
役員退職慰労引当金否認	1,518
減損損失	18,792
資産除去債務	20,948
その他	9,004
繰延税金資産小計	586,125
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 404,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 109,161
評価性引当額小計（注）1	△ 513,759
繰延税金資産合計	72,366
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	72,366

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額155,128千円の繰越期限切れによるものです。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
評価性引当額	△ 194,548	-	-	-	△ 100,173	△ 109,876	△ 404,598
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

第35期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,530,890	1,201,694	185,874

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,457,846	206,738	213,081	40,793	3,918,459

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	522,602

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第36期
自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

2.関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,590,929	1,196,595	233,542

(2) 地域毎の情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,614,518	247,014	146,251	13,283	4,021,068

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	678,719

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

（関連当事者情報）

第35期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 700,000	短期貸付金	千円 700,000
								受取利息 *5	千円 7,159	未収収益	千円 1,348
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 361,022	未収入金	千円 3,201
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 279,387	未収入金	千円 52,779
								委託調査費の支払 *4	千円 348,860	未払費用	千円 62,038
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 211,539	未払費用	千円 43,784
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 205,254	未収運用受託報酬	千円 28,970
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	70,969	その他未払金	10,191
								委託調査費の支払 *4	千円 29,493	未払費用	千円 5,742

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- ※1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- ※2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ※3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ※4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- ※5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第36期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 364,048	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 500,000	短期貸付金	千円 500,000
								受取利息 *5	千円 6,187	未収収益	千円 992
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 199,017	未収入金	千円 95,976
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 312,108	未収入金	千円 39,898
								委託調査費の支払 *4	千円 354,326	未払費用	千円 63,555
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 225,237	未払費用	千円 37,047
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USDドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 138,787	未収運用受託報酬	千円 24,087
			千USDドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	105,862	その他未払金	64,579
親会社の親会社	パインブリッジ・インベストメンツ LP	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 53,152	持株会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 17,732	その他未払金	千円 17,732

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ※1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- ※2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ※3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- ※4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- ※5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	31,782円74銭	1株当たり純資産額	29,464円79銭
1株当たり当期純損失金額	6,477円21銭	1株当たり当期純損失金額	2,319円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
当期純損失	272,043 千円	当期純損失	97,438 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	272,043 千円	普通株主に係る当期純損失	97,438 千円

普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株
--------------	----------	--------------	----------

(重要な後発事象)

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 受託会社

①名称及び資本金の額（2021年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 販売会社

① 名称及び資本金の額（2021年3月末日現在）

a. 岡三証券株式会社 5,000百万円

b. フィデリティ証券株式会社 10,857百万円

c. むさし証券株式会社 5,000百万円

d. 楽天証券株式会社 7,495百万円

e. 株式会社SBI証券 48,323百万円

f. 明和証券株式会社 511百万円

② 事業の内容

a. ～f. 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1) 受託会社

該当事項はありません。

2) 販売会社

該当事項はありません。

《参考情報》再信託受託会社の概要

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円（2021年3月末日現在）

資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

2020年11月20日	臨時報告書 提出
2021年 2月10日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書 提出
2021年 2月22日	臨時報告書 提出

独立監査人の監査報告書

2021年3月23日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞の2020年11月13日から2021年5月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞の2021年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、

財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。